第63号

2021年2月15日 (年2回発行)

発 行 北海道交通事故被害者の会 代表 前田 敏章

001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18 北海道交通安全協会内

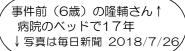
TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026 E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ http://hk-higaisha.a.la9.jp/

被害者の会は、被害者どうしの支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事犯被害者でつくる会です。 入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、交流会等に参加できます。

被害から17年、23歳の隆輔は今も意識がありません 稚内市 米内 隆俊

2003年6月20日、午前7時30分、稚内南小学校に入学から2ヶ月の隆輔 (りゅうすけ) は、中学生の姉と一緒に「いってきまーす」と元気に家を出た。 それから20分後、姉と別れた隆輔は、信号機のない横断歩道の中央付近で、 前方不注視の加害者(女性、25歳)が運転する乗用車にノーブレーキで10mも 跳ね飛ばされた。

隆輔は、加害者に救護処置もされず病院到着まで心肺停止状態であった。 一命は取り留めたが、脳挫傷、低酸素脳症等により意識は戻らず、四肢麻 **痺、人工呼吸器管理の状態で現在に至っています。**



事故後、妻は仕事を辞めて毎日隆輔に付き添い、自分で出来う る事全てをやっています。私はいつでも病院に駆け付けられるよ うに、出張のない部門に替えてもらいました。

以来、人工呼吸器を外せず、余命10年を宣告され、諦めかけた こともありましたが、目標にしていた成人の日を迎えることがで き、今年は年男です。それまでの間は、乳歯が抜け永久歯が生え てきたり、髭が生えてきたりと、成長しています。



妻は、「私の中での隆輔は、小さい子供のまま。一日でも長く生きていてほしい。それで幸せ」と言い ます。コロナ禍で、妻の面会時間も午後2時までと制限がかかり、私が行くとその後病室の消毒など看護 師さんの負担を増やすことになるので現在は行けていません。

隆輔がここまで頑張ってくれているのは、何かのメッセージを、と思うのは私たちだけでしょうか。

なお、加害者の刑罰は、業務上過失致死(当時)で、禁錮1年6月執行猶予3年と、重大過失でありな がらあまりに軽い裁さです。事故現場は見通しの良い通学道路で、小中学生の登校時間帯にもかかわらず、



加害者は何故万全な注意が出来なかったのか。何といっても、これから一番楽しい人生を 送れるはずだった息子をひどい目に遭わせて人生を台無しにし、私達家族をめちゃくちゃ にした事は今も絶対に許せません。

悲惨な交通犯罪が根絶されることを、切に願います。

〈今号の内容〉① 手記 ②③ 新会員の手記 ④~⑥ 会員からの報告 ⑦ 命の大切さを学ぶ教室 感想文 ⑧⑨ 要望書の取り組み ⑩ 書籍紹介と会の取り組み ⑪ ハートバンド全国大会 ⑫ ワールドディ 他 新会員より

夫は 無謀運転の加害者の犠牲になりました 真相究明と厳正な処罰を求めます

■ 加害者はなぜ無理な追い越しをしたのか

はじめまして。私は2020年10月18日に樺戸郡 新十津川町幌加の国道451号線上で起きた事故で、 夫を亡くしました。

事故は、見通しの良い直線道路でトラックを追い越そうと対向車線に出た加害者の900ccの大型バイクがセンターラインを大きくはみ出し、正面から、夫の運転する125ccの小型バイクの右側に衝突してきたというものでした。

トラックは左寄りを走行しており、加害者の大型 バイクの後方のバイクから夫の姿が確認できたため、 加害者の後方のバイクは追い越しをかけなかったそ うです。

なぜ加害者は無理な追い越しをしたのでしょうか。 加害者は事故から1ケ月以上たってから 「覚えてい ない。自分が教えてもらいたいくらい」と言い、未 だ真相はわかりません。

■ 夫は ドクターヘリで運ばれ

夫は極度の注射嫌いで、血が嫌いで、病院も薬も嫌いで、高いところも苦手でした。そんな夫が血にまみれドクターへリで高いところを移動し、病院の中で未知の機械音や見ず知らずの医療者たちの緊迫した会話の中で、どんなに不安だったことでしょう。

更に、事故の後に通りかかって救急車が到着するまでの間、夫に声かけし、救護して下さった方によると、現場では追い越しを掛けられたトラックドライバーが警察や消防に電話し、加害者の後方の知人ライダーやトラックの前方を走行していた別のグループのライダー全員が加害者の周りに集まって声かけしていたそうです。

夫は顔から多量の出血をし、右膝から下は不自然 に頭の方に向いており、一目見て足は完全に折れて るなと思ったそうです。意識はなかったそうですが、

> その状態で夫は誰にも声かけしてもらえず、しばらく一人でいたのかと思うと、 とても悲しくなりました。

加害者は命に別状なく、事故の翌日には車いすで移動していると、加害者の妻から聞いて驚きました。しかし、加害者

本人から警察に初めての電話があったのは、かなり の日数が経過してからだったと、聞いています。

■ 被害遺族の悲嘆と苦悩

その間、私たち遺族は、ほとんど状況がわからないまま、不安な日々を送り、夫の初七日の後から現在まで、様々な決断と手続きに追われています。



政信さん 享年50歳

また手続きの中には、加害 者の名前、住所、事故状況を 書かねばならないことも多く、そ の都度、どうしてこんな事故でと、 悲しくなり、飲食もままならず、 人生で初めて、何時間も足がつり 続けるという体調不良にも陥りました。

事故当日、病院で医師から、夫は救命出来たとしても腸や右足の損傷が激しく、義足、人工排泄になると説明を受け、私は夫の介護とリハビリはかなりシビアだと思い、すぐに職場に退職の旨の連絡をしました。でもその数時間後に夫は他界しました。

しかし、個人事業主として、一家の生計を担って いた夫亡きあとは、悲しくてもこなさなければなら ないことはとても多く、結果的に、私は仕事に戻れ ませんでした。

■ せめて厳罰を

私の子供たちは、大好きだった父親を突然奪われて、悲しみの中この先ずっと父親のいない人生を歩 まなければなりません。

夫も、自分よりも大切にし可愛がっていた子供た ちが大人になる姿を見られません。

夫には夢があり、夢を実現するべく努力している 人でした。その夢はもう叶えることできません。

事故は次から気を付けるでは済まされません。

事故を起こした加害者には、せめて 厳罰をもって再犯防止を、と願わず にいられません。



息子の無念を想う 命を奪って なぜ執行猶予が付くのか 七飯町 大森 操

■ 息子は 前方不注視の加害者に全てを奪われ

2020年5月25日夜、道路左端を歩いていた息子 は、前をよく見ていない加害者(60代女性)に轢か れ、その全てを奪われました。加害者の車の左のフ ロントガラスはクモの巣状に割れており、息子は頭 を強く打って即死させられたのです。(後掲記事参照)

■ むなしい「禁錮1年、執行猶予3年」の判決

起訴まで長くかかり、函館地裁で裁判が行われた のは1月13日です。必死に意見陳述をしました。

そして1月29日の判決言い渡し。前方不注視と前 照灯操作の不適(ロービーム使用)という重大過失 を犯した被告への刑罰は「禁錮1年、執行猶予3年」 でした。裁判長は、前科がないことと運転をしない と言っていることを執行猶予の「理由」と述べまし たが、あまりに命を軽く扱う現在の法律に、がくぜ んとしました。

法廷でも淡々と自己弁護をくり返し、 何の反省も感じられない加害者への怒 りと、今の法律への不信の気持ちで一杯です。

意見陳述より

函館地裁 2021年1月13日 大森 操

息子は、2歳の時に親の離婚で、父親はいませんで した。淋しい思いをさせてしまったけれど、その分 いつもどこに行くのも一緒でした。

喘息があったので、入院、退院の繰り返しでした。 男の子なので、どう向き合っていいかわからなく、 息子への対応は、自分が同じ年の時どうして欲しか ったか、つねにそんなことを思い、接してました。

息子との最後の会話は、当日夜の「買物に連れて行 って」でした。その時私は都合が悪く行けませんで した。まさか、事故にあっているとも知らず、いな いことに気がついたのは朝7時でした。

警察から連絡をもらい、写真を見せられ、息子の死 んだ姿をみたら、涙が止まりませんでした。ずっと 涙が止まらず寝込んでいました。

警察で息子が事故の時に着ていた服を返してもら いましたが、血まみれの破れた服でした。

泣きながら家に着いて、私の母と二人で大泣きし

ました。

今でも後悔していることは、息 子がひつぎに入る前に抱きしめて やることができなかったことで す。事故の2日前、息子と口喧嘩 し突き放した言い方をしていたの で、謝りたかったのです。



私は息子を頼りきっていま $\left(_{ extsf{大森}} \right.$ 歩さん $_{ extsf{5}$ 年29歳 した。どんな大人になるか見

守ることもできなくなりました。結婚もしたかも知 れないし、楽しい自分の人生を過ごしたと思います。

息子の命を奪った被告人と会ったのは、事故から 10日後の一度だけです。事故後直ぐにでも来て謝罪 すべきなのに、電話してようやく家に来た被告人の、 反省の無いふてぶてしい態度に、悔しく、腹立たし さで一杯になりました。被告人にも家族がいるはず なのに、不誠実が許せないです。

被告人に対する処罰は、出来得る 限り厳しく裁いて欲しいです。

報道記事より

◆ 2020年5月26日 北海道新聞夕刊

男性はねられ死亡

【七飯】25日午後11時20分ごろ、渡島管内七飯町豊田の町 道を歩いていた男性が○○の乗用車にはねられ、頭などを強 く打ち、間もなく死亡した。函館中央署によると、現場は片 側1車線の直線道路。同署は男性の身元の確認を急いでいる。

◆ 2020年6月15日 北海道新聞夕刊



会員からの訴えとお便り

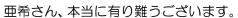
会報で 亡き娘の友だちとつながりました 飲酒運転根絶を強く願います 地川市 中野 邦子

明子のお友だちからの手紙

私は平成2(1990)年に、10歳の娘、明子を飲 酒運転の車に奪われました。

この事を、明子のお友だちが、会のホームページ で会報手記(第60号 2019年8月)を見つけ、会を 通してメールを下さりました。

30年も経っているのに覚えてくれて いたのですね。嬉しかったです。





北海道交通事故被害者の会 様

突然のメールですみません。

私が小学校の時、同級生が交通事故で亡くなりました。 私も子供だったので、詳しいことは知らずに生きてきま

ふと、当時の新聞記事などネット出てないかなと探し たところ、北海道交通事故被害者の会、会報60号を見つ けました。同級生のお母様、中野邦子さんの手記です。

被害者の中野明子ちゃんとは小学校の同級生です。事 故があった日、私は友達と自転車で運動会を見に行って いましたが、その帰り道、「あきちゃ~ん」と呼ばれ、グ ランドの方を見ると、明子ちゃんの姿がありました。「も う帰るの?」と聞かれ「そうだよ、バイバ~イ」と言う と、明子ちゃんも元気に「バイバ~イ!」と言ってくれ ました。

その日の夕方、テレビのニュースで訃報を知りました。 お葬式に出た記憶や事故現場に友達と手を合わせに行っ た記憶が残っています。その後、明子ちゃんのご家族は 引っ越しをされたと聞きました。今でも運動会の季節に なると、事故のことを思い出します。

昨年、保育園のお散歩の列に車が突っ込んだニュース がありました。とても悲しいニュースでした。もし自分 の娘が、と想像するのも苦しいです。

大人になるにつれて、明子ちゃんのご家族はどういう 思いだったんだろうなと思うようになりました。この手 記を読んで、ご家族はずっとつらい思いをされていたこ とを知りました。私自身も車の運転をしますので、身の 引き締まる思いになりました。

この手記を見つけて、誰かにあの日明子ちゃんに会っ たことを伝えたいと思い、思わずメールをしてしまいま した。いつも明るい子で、足が速くてリレーの選手だっ たと記憶しています。

30年経っても覚えてる人いたよ、くらいにお伝えいた だければと思います。

2020年7月 亜希より

飲酒運転根絶運動に思う

2年前、私の住む旭川でも飲酒運転根絶運動があ ることを教えていただき、警察の方と一緒にティッ シュ配りをしました。

始まる前に、注意として「歩いている人の邪魔に ならないで下さい」と言われましたが、私は心の中 で、商品のPRをするのではなく、人の命のことを伝 えるのだから・・・と思い、来る人来る人に「私は10 歳の娘を飲酒運転の車にひかれ亡くしました。お願 いですからお酒を飲んでの運転をしないで下さい。 そして周りにそういう人がいたら止めて下さい」と 必死に伝えました。

ほとんどの方が「大変だったね、分かりましたよ」 と言ってくれ、ティッシュはあっという間に無くな りました。

警察の方に「夜の店に入って、店主の方に『お客 様の中で飲酒運転の心配のある方はいないですね』 と確認することは出来ないのですか」と尋ねました ら、「営業妨害になるから」と言われ、がっかりした こともあります。

夜のお店に車が何台も停まっていることは、全員 とは思いませんが、飲んで帰る人もいるのではない か、そう思ってもらいたいです。

もう一つ、いつも疑問に思うことがあります。新 聞報道などで、飲酒運転について基準値の何倍とか 書かれていますが、お酒を飲むだけで運転してはな らないのではないでしょうか。基準値を下回ってい たからOKという事ではないと思います。

娘が亡くなって30年経った今も飲酒運転はそれほ ど減っていません。

道の飲酒運転根絶条例施行から5年経ちますが、 北海道新聞が昨年12月31日に「飲酒運転 再発防止 道半ば」と特集しているように、他県に学び、より 実効性ある条例に改正して欲しいです。

飲酒運転は殺人行為です。これ 以上悲しい思いをする人がいなく なる世の中になることを切に願い ます!



またお会いして 心を癒やせる日が来ることを 願っています 小樽市 斎藤 敬子

被害者の会の皆様お変りありませんか。

思いもかけないコロナ禍で、集まることができなくなり会の皆様にも会えなくなってしまいましたが、それぞれの事情を抱えながらも、強くたくましく? 過ごしていらっしゃることと思います。

私は5年前長男を事故で亡くしてから「こころのケア」「心のつながり」「心の傷を癒す」などの言葉に過敏になりました。被害者同士の集まりはそれを実感できる大切な場所であるのに、本当に残念なことです。

コロナ禍になってからカミュの「ペスト」はじめ、 疫病が蔓延したりパンデミックに陥った世界などを 題材にした小説などを読みました。そして改めて、 人とのつながり、人を思いやる気持ちの大切さを感 じています。

これからどのような社会になるのかわかりませんが、今の気持ちを忘れず精進していきたいです。

また、会員の皆様にお会いして心 を癒せる日が来ることを願っており ます。



私たちの苦しみを わかって欲しいです 札幌市 旭岡 真由美

去年は未曾有の大災害とも言うべきコロナ禍により、全てのイベントが中止となりこちらの会の総会等も無くなった事により、皆様とお会いし貴重なお話をする機会が無かった事が何よりも残念でなりませんでした。

私事ではありますが、去年働いていた南幌の農家で8月に社員の方がバイク事故でお亡くなりました。 私はその方と接点が無くお会いする事が一度も無かったのですが、身近な方の事故と言う事もあり社内 の方達はかなりショックを受けておりました。

残念な事に毎日どこかで起きている交通事故。私の夫は某自動車保険会社のアジャスターをしております。この仕事は事故があるから成り立つ仕事。だけど事故の被害者からすれば交通事故さえなければこんな辛い思いをしなくても良いのに、と思う気持ちもあり本当に複雑です。

少しでも自分達と同じ苦しみや悲しむ事故が減る事を、そしてこの活動を通して事故後の被害者家族の辛さや生き残った人の後遺症やPTSDの苦しみを分かって貰えたら…そう思ってます。

今年は例年に無い大寒波。寒さにコロナと中々落ち着きませんが、一日でも早く収束し元気にまた皆様とお会い出来る事を願ってます。

どうぞ、本年も宜しくお願い致し ます。

「高橋雅志様」

昨年のお盆少し前にお電話でお話して、お互い元気に過ごしているとお喋りしたばかりなのに、 その少し後の突然の訃報に、言葉を失い深い悲し みに襲われました。

お互い入会時期も同じ位、それからの長いお付き合いの中、お会いした時の何時もニコニコ朗らかな笑顔でやさしい浜言葉で気さくに話をして下さり、私を子供の様に大変可愛がって下さりましたね。ただただ感謝の思いで一杯です。我が会のお父さん的な高橋さん、本当にありがとうございました。

これからも自分は交通事故ゼロを目指し、微力 ながら頑張って行きますので、安心してお休み下 さい。合掌 夕張市 永野 準二

高橋雅志様(世話人)のご逝去を悼みます

2020年10月5日、長年世話人(会計監査)を 務められた高橋雅志さんが急逝されました。腎臓病 を患っておられましたが、9月に検査入院されたと ころ胆管癌が発見され、病が急進行、真理子さんの 元へと旅立たれました。

2001年にご長女の真理子さんが交通死され、利子さんと、青野弁護士の助力のもと、9年におよぶ

「ロードキル裁判」を最高裁まで闘われました。(会報32号参照)

今は天国で、真理子様と一緒に私たちの交通死 傷ゼロを願う活動を、優しい眼差し で見守ってくれていると思います。 ご冥福を心よりお祈り致します。

役員会一同より

交通事故をゼロにするために 副代表 真島 勝彦(公認心理師・学校心理士)

昨年2020年1月から12月に発生した道内の交通 死者は、過去2番目に少ない144名で、負傷者数は、 9043人と57年ぶりに1万人を下回った。しかし、被 害はなくなってはいない。交通事故をゼロにするため に必要なことはなんだろうか。

現在の交通事故の原因のほとんどが人間の問題であ る。運転者の判断ミスや違反が大きな事故を生み、被 害者や加害者の人生を変えてしまう。

運転者が犯す違反で一番多いのが、一時停止無視で あり、2位スピード違反、3位携帯電話等使用違反、4 位信号無視。どれも大事故と直結する違反であり、そ れに影響を与えるのが、運転者の身体能力と運転する ときの疲労や寝不足などの体調である。

特に、運転者の心理状態は事故と直結している。彼 の物事を軽く考える不注意さや運転中の「もしも・・・」 を考えない携帯電話の操作。安全より危険なことを好 む性向や自己の運転技術を過信するなどの個人の性格 は、肝心な時に、歩行者の存在や信号を軽視して違反 を犯して、取り返しのつかない失敗を犯すことになる。

また、高齢者の事故は、これまでの経験が運転に関 しては役に立たないことを示している。今まで事故を 起こさなかったから大丈夫だと運転者は思っているが 加齢は確実に身体能力を衰えさせ、気づかないうちに 大事故に近づいている。

自分は事故を起こさないという心理は危険を過小評 価させてしまう。どんなに交通違反が厳罰化され、悲 惨な事故の報道がされても、自分だけは大丈夫と思っ ているために、命を奪ってしまう交通違反や飲酒運転 の危険性は伝わらない。自分は無関係、自分は大丈夫 だと思っている彼らには他人事なのである。

道路環境の整備と自動車の性能の進化もこれまで交 通事故の減少に力があった。

しかし、自動運転の進化だけでは交通安全は達成さ れない。車が進化すると人間はその技術に依存したり 反抗したりして結果的に危険な運転をしてしまう。

これから、交通違反、交通事故を減らしていくため には、幼児期に始まり生涯続く交通安全教育と命を守 る安全文化を創っていくことが大切だろうと思う。

物心がつく幼い頃から、規則を遵守することが安全 の第一歩だということから始めて、道路を歩くときや 自転車に乗るときにどう安全を確保するのかを教える 安全教育が、自動車を運転してからも生かされるので

ある。

私の長男以明は赤信号は車がいなくても渡らない。 青信号になったら安全確認して渡るを実践していた が、交通規則を守り、確実に一時停止して 左右の安全確認を行うことで、交通犯罪は 減少していくことを心理学は教えている。

会員の記事

右) 北海道新聞 2020年 11月13日

下)北海道新聞

2020年

11月26日



栗山高生 命の尊さ学ぶ

30人が聞き入った。

く語った高石さんは

息子

飲酒運転は立証で

亡くした。運転手は逮捕さを、乗用車にひき逃げされ 当時高校1年だった次男 高石さんは2003年、 事故直後に逃走し

んだり、 えると、 応援する人になってほし さんにも人をさげすまず、 えになった。 の友人たちの支援が心の支 そうすれば友情をつか 人は頑張れる。 気の合う人と出会 応援してもら

一命の大切さを学

の罰則強化につなげた。 10年がかりで飲酒運転など 活動や国への要請に奔走。 その時々の感情を生々し

ある日突然奪われたら一

2人の子を同時に失

は、自分が相手を憎むこと

【北斗】大切な人の命を 故で双字

子の娘

被 医者遗: 族 が 講

通

事

故

演

来月1日まで犯罪被害者週間

運転手には持病があり、医も目に焼き付いています。人の変わり果てた姿は、今 れました。即死でした。2込んできたトラックにひか

を歩いていたところ、突っ「2人は登校途中に歩道(藤山洸一郎) 合った26年間を振り返り、福沢さんは、悲しみと向き 知って」と訴えた。 「長く続く被害者の苦悩を

海道新聞の取材に応じた。間に合わせ、福沢さんが北 ん(70)は1994年7月、北斗市の無職福沢きよ子さ 事故で同時に失った。25日=ともに当時(11)=を交通 小学6年生だった双子の娘 12月1日の犯罪被害者温

いか分からず、遺影の前で

苦しい立場に置かれること を望んでいるはずがありま 。ただ、優しかった2人

運転手やその家族も

長く続く苦悩知って



みがこみあげてきまし 遺族がつながりやす 運転手への憎 環境願う

> の遺族同士がつながりやす りにできません。似た境遇

い環境を

地域ごとに整え

講演活動に力を入れてきま 自身の経験を伝える

っかけです。11年しか生きから声を掛けられたのがき てほしい』と20年前に警 『被害者として話をし は人それぞれで、ひとくく 人事件や交通事故など立場

「被害者といっても、

なんですか。 講話を続けてきました」 らす』という使命感が芽生 ら悲しい事故の被害者を減 を重ねるうちに 『世の中か 被害者支援の課題は

小中学校や企業などで

る。そうした場をつくる地族にとっては心の支えにな ない』と知るだけでも、 しんでいるのは自分だけで まりがあっても参加は難し 拠点が札幌にしかなく、集 海道交通事故被害者の会は す。例えば私の所属する北 ることが重要だと思いま 。私もそうでしたが、『苦

生徒の感想文

命の大切さを学ぶ教室

遺された親からの話を聞いて 砂川市立砂川中学校 3年 滝本 結子

車は多くの人に使われ、便利な乗り物として使わ れているものです。私も、学校への登下校の際や、 買い物へ行く時などに親の運転で使っています。便 利だと思っている乗り物が使い方によっては「凶器」 になってしまう。とても怖いことです。

今回、前田敏章さんの講話を聞いて、車への考え 方が変わった気がします。まず便利な物は、使い方 を間違えると凶器になるということです。よくニュ ースで、事故が起きたということを耳にします。加 害者である容疑者は、「わざとではなかった」と言う 人がいます。ニュースを見ている側も「運が悪かっ たんだな」と言う人もいます。事故によって奪われ る被害者さんの命は、かけがえのないものであり、「お 金で解決できる」なんて絶対に言ってはいけないと 思いました。

次に、人命軽視の麻痺についてです。さきほど書 いた通り「命=お金で賠償」という考えをもってい る人がいます。本当にお金で賠償できるのでしょう か。私は無理だと、今日の前田さんの講話を聞いて 改めて思いました。なぜなら、被害者さんの人生は、 お金にはならない程の価値があるし、傷つけるのは 被害者さんだけではなく、家族や友達…など多くの 人を悲しませ、心に穴をあけてしまうからです。人 命軽視の麻痺が広まってしまうことで、人の命を軽 くみてしまい、事故を起こしても、軽い気持ちでい て、いじめも増えてしまうのでないかと、私は思い ました。

日本では事故が多く、死亡者数も多いと聞いたこ とがあります。前田さんのように、まだ若い娘さん を失い、何年経っても、淋しさと悔しさを感じてい 人がいらっしゃるのですから、ヨーロッパの国のよ うに、免許規制や刑罰の一層の強化、ゾーン30な どを作ることで、加害者を生まない社会を作ること が大切だと思いました。

私達が普段、登下校の際に使っている自転車は凶

器にもなってしまいます。今回、前田さんの講話を 聞いて、交通死傷被害ゼロために、次のことを意識 して生活しようと思います。「被害の視点から麻痺を 正し、命とクルマについて深く考える」。クルマ優先 社会ではなく、人の命を第一に考えられる人になる べきだと思います。そして、「加害者を生まない社会 をつくる」。安全のための街づくりをするため、ルー ルをしっかり守れる人になるべきです。私達はいつ どこで被害者や加害者になってしまうかは分かりま せん。今回の前田さんの講話内容を忘れることがな いように深く考え、人の命を軽視しない、そして、 前田さんのような悲しい思いをする人を ゼロにするために、事故と人の命につい

てもう一度深く考えていくべきだと思い

ます。 (警察庁長官官房審議官賞)

コロナ禍の中でしたが、今年度(2020年4月~21年1 月)、会員5人で担当した「命の大切さを学ぶ教室」は、 昨年度の約半分、中学校12校、高校13校で、受講者数 5,377人でした。

そして今年も、この「教室」を聴講した生徒の感想文が、 警察庁主催の全国作文コンクールで表彰されました。(砂 川中学校は2020年6月5日実施、放送室から行いました)

もちろん、生徒の皆さん一人一人が、命について、大切 な家族や仲間について、そして生き方について、心を込め て綴った感想文に優劣はありません。私たちの魂からの訴 えを真摯に受け止めて書かれた一言一句に、私たちは、励 まされています。 (前田)



交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望事項 ※2020年8月提出

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車および医療専用機 (ドクターヘリ・ドクタージェット) を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施されるよう、一層の充実をはかること。

1-2 そのためにも、救急指定病院の拡大、指定 外病院でも迅速な医療が施されるシステム、さら に遠隔地医療の充実をはかること。

2 公正で科学的な捜査を徹底すること

2-1 科学的捜査と原因究明のために、検視や検案の後には、薬毒物検査およびCTやMRIなど死亡時画像診断(Ai)と総称される画像検査へと進み、専門医が的確に死因を診断し、最終段階である解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。解剖はとくに遺体侵襲度が高く遺族にとって辛い死因究明法であることを踏まえて、解剖段階に進むのはていてよって死因を確定出来ない場合に限るなど、遺族の心情に十分配慮すること。遺族への説明や相談も早期に行う体制をつくること。死因究明を上記の段階ごとに各専門家が行う機関を一元化して設置すること。 R2 年4月施行の「死因究明等推進基本法」に基づく諸施策を充実させること。

- 2-2 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの全車装着義務を法制化すること。
- 2-3 公証時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。時効廃止の対象には、死亡事件はもちろん<u>傷害</u>を与えた自動車運転処罰法の罪も加えること。

3 被害者の権利擁護 ①尊厳 ②知る ③司法手続参加 ④被害からの回復

3-1 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期(実況見分調書は事件後1~2週間以内)に開示すること。事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

32 犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨から、刑事裁判における被害者参加制度の充実をはかること。被害者等および被害者参加弁護士が公判前整理手続こ参加する権利を法律で定めること。さらにすすめて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度,例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように実態把握に努め機構の改善をはかること。交通事犯被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。

外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する補償、およびその結果発生する後遺障害に対する補償についても、給付水準を抜本的に改善すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度整備を進めること。

34 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を、被害者保護の観点から、重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実、及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備すること。

35 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度において、胎児を人と扱うための法改正を行うこと。 36 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられるよう公的機関の整備・充実をさらに進めること。

4 交通犯罪を抑止し、死傷被害ゼロを実現するために、刑罰適正化を進めること

41 自動車は、その運転方法いかんによっては、 凶器となる。そして、危険な運転によって重大な 被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件に より明らかである。危険な運転行為を行い、その 結果死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯より も重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために 不可欠である。「自動車運転処罰法」の危険運 転致死傷罪等については目的などの主観的要素 の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に 適用可能な内容に改正すること。同じく過失運転 致死傷罪の最高刑を引き上げること。死亡事件 の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。自動車運転処罰法第5条の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止すること。

43 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での 死傷事件を根絶するために、事故の際の飲酒検 査をより厳正に行い、血液検査も徹底すること。飲 酒の違反者にはアルコール依存症検査を義務付 けることや、「インターロック」(アルコールを検知 すると発進できない装置)装着を義務化するなど、 再犯防止を徹底すること。飲酒運転を、させない、 許さないという国民意識の形成と具体的施策を推 進すること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ (バイク も18歳へ) や教習課程の抜本的見直し、「運転 適性検査」(医学的など) の徹底と診断義務の 拡大など、免許付与条件を厳格にすること。

52 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期に

する、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事件を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。病気や高齢による身体機能の低下が、安全運転に不可欠な認知・判断・操作に影響を及ぼすことが決して無いよう、高齢者の免許更新期間を1年に短縮し、免許更新時の実技検査の早期実施や認知機能を含む健康検査の厳格化も進めること。

6 命と安全が最優先される社会の実現

61 安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、 命の尊厳を貫くこと。交通安全対策基本法に基づ く「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被 害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完 全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安 全委員会の調査対象にアクセルとブレーキの踏 み間違い事故など一般の自動車事故を加え、車 の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故 原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らか にすること。

6-2 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行 者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通 行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講 じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車 -ンの整備を急ぐこと。 幹線道路での歩車分離、 通学路や住宅地、商店街など生活道路において は、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30 キロ以下とする「ゾーン30」など交通静穏化と歩 行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自 転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替 えを速やかに進めること。夜間の歩行者・自転車 事故を防ぐために、自動ハイビームの義務化を急 ぎ、夜間の速度規制を導入すること。ロードキル が原因の交通事故被害を根絶するために高速道 路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、 一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と、安全よりも高速走行を優先するスピード社会である。速度違反の取締りを一層強化し、検討されている一部高速道の最高規制速度120キロへの引上げ方針は即攻撤回すること「自動運転車」のような、一部の「不確かな」クルマに公理を与えるのではなく、クルマを決して危険走行させることがないように、ペダル路み間違い時の加速抑制装置や衝突予防装置、非常停止装置などの装着義務化、道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術(Intelligent Speed Adaptation)の実用化など、全てのクルマを対象にした安全運転支援施策を急ぐこと。

64 職業運転者の安全運転管理のためにも労働時間規制の強化を図ること。これに逆行する交通運輸産業の規制緩和政策は行わないこと。「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を安全運行を第一義に早急に改めること。労働力不足を理由とした運転免許の取得規制の緩和等は行わないこと。運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こし

た場合の罰則強化など行政指導を強化すること。 6-5 公的財政支出による公共交通機関網の整備 拡大を図り、クルマ(とりわけ自家用車)に依存 しない安全で快適な生活を実現すること。

交通犯罪被害者の尊厳と権利、被害根絶を求める要望活動

(関係省庁への要望書提出と回答

今年度も、8月に道選出の荒井聡参議院議員事務所を通して、内閣府、警察庁、国交省、法務省、厚労省宛に要望書(前ページ)を提出しました。

11月に各省庁より回答が届きましたので、前年回答からの変化部分など概要を記します。

(要望事項と回答の対照表詳細は、会のHPを参照下さい)



〈法務省〉4-1 昨年のいわゆる「あおり運転」に関する法改正~危険運転致死傷罪の対象行為が追加~について記され、「今後とも交通犯罪をめぐる情勢に応じて適切に対応する」との回答あり。

〈警察庁〉4-3 全国重点に関する推進項目の一つとして「飲酒運転の防止」を掲げるとともに、アルコール依存症に関する広報啓発、酒類提供飲食店等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発など、今後も関係機関・団体等と連携した各種取組の推進を記載。

5-2 高齢運転者対策の充実・強化のため、令和2年道路交通法改正で、75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の導入等規定が整備された(令和4年6月までに施行)が、今後諸対策を効果的に推進し、高齢運転者事故防止を図る。

〈国交省〉6-3 安全運転支援システムの活用により、 交通事故を防止するため、

・ペダル踏み間違い時の加速抑制装置についての性能認定 ・衝突予防装置(衝突被害軽減ブレーキ)の段階的搭載義務付け(令和3年11月以降の新型車より)・非常停止装置(ドライバー異常時対応システム)のガイドライン策定 ・自動で速度制御を行う技術(ISA)のガイドライン策定

等の施策を講じている。また、自動運転技術に対する自動車ユーザーの過信を防止するため、啓発ビデオを作成公表する等の取組を進めている。

〈**厚生労働省** 労働基準局監査課〉6-5 自動車運転者 の労働時間の改善のための基準については、働き方改革 関連法の国会附帯決議において、見直しが指摘された。自動車運転者の実態を十分に把握し、検討を進める。

(国交省 自動車局 安全施策課) 6-5 自家用自動車に過度に依存することのない、安全で快適な生活の実現は、大変重要な課題であると認識し、地域公共交通活性化再生法」において、市町村等が中心となりマスタープランを策定し、公共交通サービスの改善を図る取組促進の制度の充実を図った。こうした市町村等の取組に対し、財政面やノウハウ面の支援を行うとともに、過疎地域等における幹線バスやコミュニティバス等の運行に対し、国費による補助を行っている。引き続き、地域における移動手段の確保・充実を図り、自らの運転だけに頼らず

に暮らせる社会の実現に努める。

道への要望書提出と回答

10月9日、道知事宛要望書提出を、前田代表、内藤、真島両副代表の3人で行い、新しい会員の悲惨な被害事例なども訴え、ゼロへの抜本施策を強く求めました。

強調した点は、2年前施行の被害者支援道条例に基づく、道内全ての市町村での支援制度拡充であり、5年前に制定された飲酒運転根絶条例の見直しであり、高速道路の速度規制緩和(一部区間を120キロ)を行わないこと、など11項目です。

要望書を受け取った築地原道環境生活部長は、鋭意取り組みますと検討を約し、大竹交通安全対策課長からは、各項目へのコメントがありました(全文は会のHPに掲載)。

〈自治体での支援〉札幌市で新たに経済的支援制度が導入された。引き続き広報啓発に努める。

〈飲酒運転根絶〉今後とも道飲酒運転根絶推進協議会を 開催するなど条例に基づく施策を推進する。

〈歩行者や自転車の安全〉道内死者の4割が歩行・自転車中であり、極めて重要な課題と認識している。

〈車に依存しない生活〉10月から、免許を 自主返納した方が協力事業店舗に提示すれ ば特典が受けられる「高齢運転者運転免許 自主返納サポート制度」を開始した。



「第11次交通安全基本計画」中間案 への公聴会 12月10日 内閣府

2019年の意見聴取会を経て起案された中間案についての公聴会が、オンラインで行われました。

中間案には私たちの要望意見の反映は少なく、前田が公述人として下記3項を中心に強く要望しました。

1 月標について

「交通事故のない社会」(死亡・重傷ゼロ)を「究極的には」でなく中期目標として示し、その過程としての目標値は上方修正すること

- 2 走行速度の抑制ついて 速度規制強化と、ISA(高度速度制御システム)の早 期実用化などを明記すること
- 3 生活道路の歩行者保護と静穏化の徹底について 西欧の取り組みに学び、歩行者、自転車、子ども、高 齢者の安全を守りきる道路と街路へ、「ゾーン30」「歩 車分離信号」「自転車レーン」など、核となる施策の、 早期普及徹底を明記すること

加藤久道著「交通事故は 本当に減っているのか? "20年間で 半減した"成果の真相」(花伝社)の刊行を受けて 代表 前田敏章



昨年12月、標題の書籍が著者 から事務所に届けられました。

著者の加藤久道氏は、元日動 火災海上と日本損害保険協会の 勤務経験を持ち、現在は評論活 動をなされています。

同封されたお手紙には、「交通 事故発生件数は20年前に比べて

約半分以下になったとされ」「(国民は) より安全に なったと考え、日々の危機意識が薄らぎ自分は大丈 夫と交通安全の意識が低下していないでしょうか」 「国民に正しい情報を提供し、正しい認識に基づく 適切な行動がとれることを願って本書を起稿いたし ました」との言葉が添えられていました。

近年の負傷者数「激減」は 「隠れ人身事故」の増加か

加藤氏は、警察庁統計の「負傷者数」と自賠責保 除支払件数の「傷害件数」(注)との差異(乖離)が、 2007年以降顕著となり、2018年には0.48(約半 分)にもなっているのは、「本来、人身事故として取 り扱われるべき事故が、物件事故として取り扱われ る、いわゆる『隠れ人身事故』の増加が原因」と指 摘しています。

加藤氏の指摘を踏まえて、警察庁と損保料率機構 の数値をグラフにしてみました。一見して分かるよ うに、死者数(①と②)は整合していますが、負傷 者数(③と④)は、2007年を境に乖離が顕著です。



注:「自賠責保険支払件数の傷害件数」とは

2019年版「自動車保険の概況」(損害保険料率算出 機構 p23、ネット検索可、※グラフの数値はp90·91) には次の説明があります。

「人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなさ れたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計」

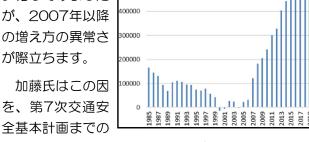
「事故当時、ケガの自覚賞状がなかった場合や、ケガが 軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行 わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。 このようなケースでも、医師による診断書の提出により、 事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自 賠責保険の保険金が支払われます。」

nnnnn

負傷者の乖離数

傷害件数(損保)一負傷者数(警察庁)

さらに「乖離数」 (4-3) もグラ フ化してみました が、2007年以降 の増え方の異常さ



加藤氏はこの因 を、第7次交通安 全基本計画までの

目標値は死者数だけであったのが、第8次計画(20 06~10年度) 以降、負傷者数の目標値が設定され たことなどにより、行政の「成果主義」の中で、人 身事故であるのに物損事故とカウントする「扱い」 が次第に増加したのではないか、と分析しています。

青野弁護士も 2019年に指摘

なお、この問題、私たちは2019年5月の交流学 習会で、青野弁護士から以下教示されていました。

「警察庁の統計では、負傷者数が激減していることにな るが、損保料率機構が公表している傷害件数をみると、 こうした事実は見受けられない。警察において、明らか な重傷事案にもかかわらず、人身事故として扱っていな いケースもある。近時の激減傾向は、一方当事者が怪我 をしていても人身事故として扱わない件数が増えている ことを示していると思われる」

刊行を受けて、「計画」への追加意見を提出

会では、昨年12月の第11次交通安全基本計画中 間案に対する公聴会(前ページ)後に知った加藤氏 の書籍刊行を受け、急ぎ以下の追加意見を提出した ところです。今後も重要課題と位置づけます。

中間案の「令和元(2019)年中の死傷者数は 464,990人」との記述は、被害の甚大さと深刻さを覆 い隠します。現状分析を正確に行い有効な対策を練ると いう、本「計画」の根幹に関わりますので、負傷者数は、 損害保険料率機構の「傷害件数」を用いるべきと考えま す。同機構の2019年度「統計集」による同年の傷害件 数は1,006,277件であり、警察庁統計の負傷者数461, 775人との乖離率は0.46にも達するからです。

本意見を加え、先の公聴会での当会意見の反映を切に 願います。(12月20日提出のパブリックコメントより)

犯罪被害者週間全国大会2020~いのち、きぼう、未来~

18回目のハートバンド 全国大会ですが、本年はコロナ禍で、一堂に会することは叶わず、初のオンライン開催となりました。



11月28日、都内の配信

会場(写真)からZOOMとYouTubeを使って行われた「大会」には、沖縄から北海道まで、加盟団体および支援の方など約100名の方が視聴「参加」。

北海道からは5名がリモート参加し、前田は開会 挨拶、内藤副代表は第2部で発言しました。

第1部の冒頭では、警察庁犯罪被害者等施策担当の西連寺参事官と支援ネットワークの奥山専務からは配信会場から、救援基金の黒澤専務からはビデオによるメッセージ、そして、4月に都の被害者条例を施行した小池東京都知事からもメッセージをいただきました。

被害者の声は、2013年に当時15歳の娘さんを 殺害された三重県の寺輪悟さんが、支援者の仲律子 さん(みえ支援センター)との対談形式で、犯罪被害者の置かれている諸問題、三重県支援条例に結実したお二人の取り組みなどが語られました。

続いて、上智大学伊藤富士江氏の第4次犯罪被害者等基本計画の課題などの報告、各団体の活動紹介ビデオと続き、木下徹さんの「私の未来宣言」演奏で第1部を終えました。

第2部は、分科会はできずハート・トークのみをウエビナー形式で行いましたが、オンラインだから参加できたという方もおり、13人(団体)の方が発言。コロナ禍の中でも支え合い工夫して活動継続していることなどが報告されました。

このように、私たちは、困難な中でも「いのち、きぼう、未来」を合い言葉に、基本法の謳う被害者等の尊厳と権利回復のために、さらなる制度改善と国民理解の深化をめざす活動継続と次年度の再会を約し大会を終えました。 (前田)



「ハートバンド全国大会」と「公費による犯罪被害者支援弁護士制度」 副代表 内藤 裕次(弁護士)

1 「ハートバンド全国大会」は、十数年前に一度 参加致しましたが、今回久しぶりの「参加」でした。 2 第2部では、参加者による発言の機会がありま した。私は、法務省で検討中の「犯罪被害者支援弁 護士制度」について、簡単に発言しました。

そこで,以下,これについての現在の検討状況等について,ご説明したいと思います。

3 刑事事件において、被疑者・被告人には、弁護人を選任する権利があり、弁護人を選任できないときは、裁判所が国選弁護人をつけることになります。 そして、ほとんどの犯罪については、弁護士をつけなければ刑事事件は進行しません。これに対し、被害者については、被害者を支援する弁護士をつけなくても刑事事件は進行することになります。

4 犯罪被害者にとっては、様々な支援策が必要ですが、刑事事件において容易にサポート体制にアクセスできることも必要です。そこで、日弁連犯罪被害者支援委員会は、平成29年の第60回人権擁護大会のシンポジウムで、「公費による弁護士選任制度」を提言しました。具体的には、被害者は資力(資産や収入)に関係なく弁護士に依頼できること、依頼できる内容は被害届の提出・検察審査会への申立・

法廷傍聴の同行・犯罪被害者給付金の申請・報道機 関対応など様々で、かつ、国選被害者参加弁護士の 資力要件も撤廃するなどの内容をもつものでした。 5 その後、大きな動きはありませんでしたが、令 和2年になって法務省は、「犯罪被害者支援弁護士制 度検討会」を立ち上げ、令和3年1月25日現在、 検討会が4回開催されており、議事要旨は法務省の ホームページ(法務省、犯罪被害者支援弁護士で検 索)に掲載されています。

6 検討会の中で議論されていることが「論点整理 案」としてまとめられております。主な論点として は、「どんな活動について支援するのか」、「弁護士で 無くても実施可能な手続も対象にするのか」、「資力 要件をどうするか」、「犯罪被害者をどの時点で認定 するのか」などが上がっていました。

7 今後どうなるかは不透明ですが、制度化された場合の弁護士側の課題も大きいと考えます。現状、犯罪被害者支援に熱心な弁護士の人数が少なく、限られた人数でどのように対応していくのか、どのようにして支援の裾野を広げるかが課題になってくると考えています。

∼東京∼ ワールドディ(世界道路交通被害者の日)2020 ~北海道~



*

11月第3日曜日は国連が2005 年に決議した世界道路交通被害 者の日(World Day of Reme mbrance for Road Traffic Victims) でした。

東京では、今年度も14日夕、 「東京フォーラム キャンドル

イブ」(呼びかけ人:小栗幸夫氏など) が、東京タワー前の芝公園で行われ ました。(写真左)

北海道では、当会が2008年か ら「北海道フォーラム・交通死傷ゼ

口への提言」を開催していますが、今年度はコロナ 禍のため中止を余儀なくされ、毎年ワールドディに 開催している地下街での「いのちのパネル展」(いの ちのパネル実行委員会)のみの開催となりました。

〈 11/10~15 札幌地下街オーロラスクエア〉

道内で交通事故の犠牲にな日」(15日)に先立つ10日、 いを伝える「いのちのパネ った被害者やその遺族の思 が、

連が2005年の総会決議

交通事故の撲滅願い

札幌でパネル展 遺族の手記紹介



交通事故の悲惨さを伝える「いのちのパネル

の犠牲になっている人がい の清水芳行さん(46)は 者の写真や遺族らの手記を 語った。95年に当時高2の とつづられた遺族の思い 清水芳行さん(46)は「幼会場を訪れた大学准教授 胸に刺さった」と など

「北海道新聞」2020年11月11日

編集を終えて

- 人類史上でも稀となる、新型コロナウイルス感染 の問題により、私たちの活動も大きな影響を受けて います。何より、孤立無援に陥らないようにと道警 の後押しがあって発足した当会ですが、活動目的の 一つ、分かり合える会員同士の相互支援と交流の機 会が制限されています。皆さま、お辛い日々と思い ますが、本会報が少しでも、励まし合いと交流の場 となることを願います。■ このような中、決してあ ってはならないのに、クルマを「凶器」とする「交 通犯罪」が止まないことに胸が痛みます。
- 今号には、新しい会員お二人から、裁判前と判決 直後の痛切な思いを記していただきましたが、重大 過失で人を殺めても、軽い裁きで済まされる今の社 会は間違っています。■ お二人の訴えを、そして何 年経とうが癒えぬ会員諸氏の悲痛の叫びを、世の人 全ての心に響かせ、クルマ社会のマヒを改め、命の 尊厳が貫かれる、当たり前の社会にしなければなり ません。



■ 犠牲を無にせず、被害者理解を 拡げ、交通死傷ゼロ(社会正義実 現)のために力を合わせましょう。

叁 卿 昌





≪会合など≫

8/1 会報62号発行 7/31 世話人会 8/25 関係省庁へ要望書提出 8/27道警へ要望書提出 10/9 道環境生活部長へ要望書提出、意見交換

≪訴えの活動≫

- ◆9/9 札幌弁護士会弁護士修習、9/30 室欄東翔高校、 10/2 網走刑務所、10/7 紫明女子学院、10/16 小 樽市立北陵中、10/20 月形刑務所、10/26 苫小牧西 高校、11/6 余市紅志高校、11/17 札幌平岡高校、 11/18 赤井川村立赤井川中、12/3 札幌市立信濃中、 12/17 千歳市立青葉中、12/21 苫小牧市立和光中、 12/22 札幌市立日章中、 (前田)
- ◆9/18 札幌市立清田中、11/11 栗山高校、11/20 厚別高校、1/19 野幌高校、
- ◆9/30 聖心女子学院中学・高校、11/2 登別市立幌 別中、12/16 旭川明成高校
- ■処分者講習:8/13・12/25(真島勝) 9/17・10/15・11/19・1/14(前田)

≪いのちのパネル展≫

- ■11/10-15 世界道路交通被害者の日 いのちのパネル展
- 11/17 札幌駅地下歩行空間

【お知らせ】2021年の定期総会・交流会は 5月15日(土) 13時半~17時 「かでる2・7」です 広い会場で対策を万全に行いたいと思います

(前)